



第3号 2004.3.10発行



幕別町



更別村



忠類村

# 十勝中央合併協議会だより

編集・発行 十勝中央合併協議会事務局 TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222  
〒089-0603 北海道中川郡幕別町本町129番地の2

ホームページ<http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> Eメール[tokachichuo-gappei@north.hokkai.net](mailto:tokachichuo-gappei@north.hokkai.net)



## 第2回十勝中央合併協議会を開催

「十勝中央合併協議会」の第2回の会議が、2月27日午後4時から忠類村コミュニティセンターで開催されました。この日は、1月23日に開催された「新町建設計画小委員会」の報告と、第1回協議会で提案された『合併の方式について』『新町の事務所の位置について』の2件について協議が行われました。また、次回の協議項目として『慣行の取扱いについて』が提案されました。

### も く じ

#### ◇第2回十勝中央合併協議会◇

- 報告案件 ・ 新町建設計画小委員会の報告 ..... 2ページ
- 協議案件 ・ 合併の方式について ・ 新町の事務所の位置について ..... 2ページ～4ページ
- 協議案件（提案） ・ 慣行の取扱いについて ..... 5ページ

#### ◇第2回新町建設計画小委員会を開催◇ ..... 5ページ

#### ◇タウンウォッチング ..... 6ページ

## 第2回協議会で協議された 内容についてお知らせします

### ○報告第9号 新町建設計画小委員会の報告について

- ・1月23日に幕別町民会館で開催された第1回新町建設計画小委員会の会議内容について、齊藤順教委員長から報告され、承認されました。

### ○協議第1号 合併の方式について

- ・第1回の協議会において次のように提案された、「合併の方式について」が協議されました。

| 協議項目 | 1 合併の方式について                               |
|------|---|
|      | 幕別町、更別村及び忠類村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。 |

◇「合併の方式について」は、提案のとおり決定されました。

### ○協議第2号 新町の事務所の位置について

- ・第1回の協議会において次のように提案された、「新町の事務所の位置について」が協議されました。

| 協議項目 | 2 新町の事務所の位置について                                  |
|------|--|
|      | 新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。 |

### ◇質疑応答の要旨◇

**西田委員（更別村）**＝3町村が合併するということは、対等という言葉を最大限に重視する必要があるのではないかと。99人が農民で1人が商人でも商人が住みやすいようにするのが行政の責任である。合併となればどうやって幸せに暮らしていけるかを考えなければいけない。3町村は人口的に差があるが、調節をして皆が良くなるということを考えていかなければ。アメリカには経済のまちニューヨーク、政治のまちワシントンがあるが、この発想を生かして、経済の中心は幕別、政治の中心はどこだと。構想で新しいまちを作って皆が幸せになるように考えるのが筋ではないかと思うがいかがか。

**岡田会長**＝合併で色んな新しいまちづくりが目指されるわけであり、今お話のことについてもこれから建設計画を始め協議会の中でも論議されていくと思う。最初から何々はどこどこにというような位置づけができるかどうかは皆さんの意見が出され論議が必要になってくると思う。新町の事務所の位置について、本庁が幕別町になれば中心になると思うが、それぞれが総合支所という形で、どのような人員や職務を支所の中に残していくかはこれからの論議だろうと思う。3町村が合併して新しいまちを作りそれぞれの地域が均衡ある発展を目指していくのが共通の願いであり目標だと思っている。今のご意見等を踏まえながらこれからの協議にあたっていきたいと思うし、皆さん方のご意見をいただければと思う。

**西田委員（更別村）**＝今までの合併では、当然のごとく大きいまちが役場所在地となっているが、新しいまちだから構想を変えてはどうか。小さいまちで恐ろしいのは、一極中心主義になってしまったらさびれることは目に見えている。商業問題にしても人口の流出というのは大きな問題だ。やはり新しい構想を持って、新町というのは変ったことをやった、これこそ本当の合併だという見本を見せて欲しい。ただ大きいから役場がくるといような古いものの考え方は捨てて新しい考えを持ってないか。

**岡田会長**＝それぞれの町や村の考え方で新町が建設されていくと思うが、決して大きいまちが小さいまちを吸収するような合併方式ではなく、三つの町村が一つの新しい町を目指すという中で協議が進められていくことになる。今のようなご意見もこれからの建設計画や色んな場で論議がされて計画が作られていくのだと思う。私個人の考えでは、大きい町だから役場が来るのがあたり

前だとか、大きいところの意見が通るのだといった考えでまちづくりや計画をしていくといった考えは毛頭持っておらず、色々な場面で協議しながら対応していかなければならない。ただ人口差があることだけは現実であり、こうしたことを踏まえた中で新しいまちづくりを皆さんとともに協議をしていくというのが、私たちに与えられた協議会の課題だろうと思う。

**西田委員（更別村）**＝皆さんとこれから何回も話合うことは結構だと思う。やはりこれは一番大事なことから、ある程度時間をかけて協議してその上で検討されることも一つの方法と思うがどうか。

**岡田会長**＝時間をかけて最終的には決定をすることも一つの手法であるが、合併の方式や新町の事務所の位置については、任意協議会でも協議されてきた問題であり、最初に決まっていることでまちづくりの新しい計画がスムーズに進むということも考えられる。今までの経過もあり、これから新町の計画を進める中では合併の方式や新町の事務所の位置など基本となるものについては、前段に決めて今後の協議を進めていく方がより良い進め方になるのではないかと考えて、このように提案をさせていただいたわけである。

私としては、新町の事務所が幕別に、2村が総合支所になるということが最初に決められることで、新しい計画に影響が出るということにはならず、逆に、それを決めた上で計画を作っていく方がスムーズな論議が展開されるのではないかという気もしている。任意協議会でも合併方式や事務所の位置は皆さんの理解の中で進められて来ている経緯もある。

**西田委員（更別村）**＝任意協議会を通っているということだが、新しい町を建設するということになれば、やはり新しい構想も大切ではないか。3町村の住民の方々が合併して悪くなったと言わないようにするのが我々委員の責任ではないか。もう少し、研究に時間をかけることが良いのではないかと思うが。

**岡田会長**＝決して拙速に物事を進めようという考えではない。今までの経緯とか新町の位置や合併の方式などは、これから色々な協議をしていく上では前段に決めた方が進めやすいのではないか。後に決めることでのメリットとか、逆にまちづくり計画にどういう影響があるかということは現段階では分からないが、決めていけるものはお互いの合意の中で進めていくということが大切ではないかと思っている。

**西田委員（更別村）**＝もう少し慎重に協議した上で新町の事務所を決定しても遅くないのではないかという感じがする。もう少し意見を交換して、その上でというふうであれば良いが、もう少し時間を置いた方が良い。

**森委員（忠類村）**＝言われることはよくわかるが、任意協議会の中でも本庁舎と総合支所の問題について十分議論されていると思う。総合支所と本庁舎の場所を決めないで合併の協議というのは決めずらい部分があるのではないか。シミュレーションを立てて協議していくわけで、本庁舎が決まらないままだと、本庁舎の位置が2転、3転するとその都度計画を練り直さなければならないという部分が出てくる。任意協議会で決められて、任意協議会で出されたものを最大限考慮するというようになっており、そういう流れで、本件はこの提案どおりに決めたら良いと思う。



第2回十勝中央合併協議会の協議

**西田委員（更別村）**＝任意協議会でのことをなるべく大事にするという意見だが、少しでも良くなるためにお互い努力するというのであれば、任意協議会でのことも変わってくるのではないか。そうなると、法定協議会は単なる了承の委員会になってしまう。より本質でいくのが、法定協議会だと思う。慌てて決めることは無い。これからよく協議して支所を置くのだからもう少し時間をかけて検討されたらどうかということをお願いしている。任意協議会が絶対だと言うのであればこの法定協議会はいらない。

**岡田会長**＝任意協議会が絶対で法定協議会に変ることがいけないということではなくて、任意協議会で話されたことは、法定協議会でも尊重するということを皆さんに諮って今まで進めてきた経緯がある。

**西田委員（更別村）**＝任意協議会で話したことを尊重することは大事だと思う。だけど、一方でそういうものの考え方があった場合、皆で話し合う、そういう場を作ることも大切ではないか。

**赤津委員（更別村）**＝今審議されている件について、継続とできるものか、できないものかお伺いしたい。継続できるということであれば、正副会長さんで協議して、次回くらいで協議するということでしょうか。

**岡田会長**＝協議会ではできることなら満場一致が原則であるから、なお協議をする時間を持つということであれば延ばすということになると思う。ただ、この協議事項は、小委員会とか部会ではなく、協議会の中で検討すべき項目であるから、次回で改めて提案をして意見をいただくということになると思うが。

**齊藤委員（忠類村）**＝任意協議会の中で色々論議して最大限尊重するということが法定協議会に来ている。このことは、任意協議会の更別の委員も同意しているわけで、次回に持ち越すということになると、これからの法定協議会の審議はどのようになるのかと懸念する。幕別と忠類だけで新町の位置とか総合支所について決めたわけではなく、更別の委員さんも、法定協議会に諮る場合にそれは最大限尊重すると、意見も出して、そのように取扱うということでの経過がある。その経過を論議をしていただきたいと思う。

**西田委員（更別村）**＝任意協議会で決まって最大限に尊重するということが、決まったことであれば協議会に出す必要は無い。任意協議会で決まったということ力を説かれたが、それなら協議会の論議よりも報告事項として、決まっているということに進むべきではないか。協議事項である以上は意見を聞くべきではないか。

**齊藤委員（忠類村）**＝任意協議会では合併の期日を含め2回、3回と協議をしてきた。その中で、事務所と総合支所の位置についても全委員の合意を得たことにより、法定協議会に進んだという経過であるのだから、最大限尊重するということが99.9%変えないという意味と受け取っている。私は任意協議会で決定したものは、そのまま法定協議会で決めていくべきものと思っている。

**西田委員（更別村）**＝任意協議会でも協議をしたからもう協議することは無い、だけど折角協議会を開いているのだから、事後承認という意味で納得をしろという意味か。

**岡田会長**＝任意協議会で決まったことは、法定協議会とは関係ないということでは無い。任意協議会で決められたことでも最終的な決定をするのは法定協議会であり協議することは当然である。前段で協議が進められてきたことを尊重するということがあり、あくまでも協議会の中で決定していくということになる。

**赤津委員（更別村）**＝正副会長で協議していただきたい。この論議で西田委員が言われたのは、この合併が云々ということではないと私は信じている。更別村側としては正副会長で相談をしてそれに従いたい。

**岡田会長**＝新町の事務所の位置については、なお意見があるようなので、次回協議会まで継続として審議を延ばしたい。次回第3回の協議会で再度お諮りをさせていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

**杉山委員（幕別町）**＝新町の事務所の位置関係で、今回決まらなくて1ヵ月延びたとして、極めて事務が遅れて3町村の将来に不利益ということはないか。

**岡田会長**＝そのようなことはないと思っている。次回の協議の場でご審議をいただければと思っている。

◇「新町の事務所の位置について」は、継続協議として次回協議会で協議されることになりました。

○協議第3号 慣行の取扱いについて

・次のとおり提案、説明がありました。次回の協議会で協議します。

| 協議項目 | 20 慣行の取扱いについて   |
|------|---|
| 1    | 町章、町民憲章については、新町において制定する。                              |
| 2    | 町の木・花・鳥、町歌、宣言については、新町において調整する。                        |
| 3    | 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。 |
| 4    | 開町記念式については、新町において調整する。                                |
| 5    | 新年交礼会については、合併時に廃止する。                                  |

慣行の現況と調整方針

| 項目      | 幕別町  | 更別村                   | 忠類村  | 調整方針   |
|---------|--|-----------------------|--|--|
| 町章      | 3町村ともに制定されています。                                |                       |  | 新町において制定する。  |
| 町民憲章    | 3町村ともに制定されています。                                |                       |  | 新町において制定する。  |
| 町の木・花・鳥 | 木：カシワ<br>花：スズラン<br>シバザクラ<br>鳥：オオハクチョウ          | 木：柏<br>花：鈴蘭           | 木：シラカバ<br>花：シバザクラ                            | 新町において調整する。  |
| 町歌      | 3町村ともに制定されています。                                |                       |  | 新町において調整する。  |
| 宣言      | ・児童生徒健全育成推進の町宣言<br>・平和非核宣言<br>・防犯の町宣言          | ・交通安全宣言<br>・核兵器廃絶平和宣言 | ・交通安全宣言<br>・防犯宣言<br>・農畜産物自給確立の村宣言<br>・非核平和宣言 | 新町において調整する。  |
| 名誉町民    | 3町村ともに名誉町村民の制度がありますが、特典及び待遇等で違いがあります。          |                       |  | 名誉町民制度及び表彰については、新町において調整する。ただし、既存の名誉町村民は、新町に引き継ぐものとする。 |
| 功労者表彰等  | 3町村ともに功労者表彰、特別表彰、勤続表彰等の制度がありますが、表彰区分等で違いがあります。 |                       |  |  |
| 開町記念式   | 3町村ともに記念日を設け記念式を行っています。                        |                       |  | 新町において調整する。  |
| 新年交礼会   | 実施しています。                                       | 実施していません。             |  | 合併時に廃止する。  |

注：「慣行」とは、その組織内で、明文化されていない場合でも一定の目的のために必要なものとして過去から行われ、将来も行われることが期待できる取り決めや一定の手順などを言います。

注：「調整する」とは、①いずれかの町村に合わせる ②新しく決める ③廃止する、のいずれかに調整することを指しています。

第2回新町建設計画小委員会を開催

第2回の新町建設計画小委員会が、2月27日午後1時30分から忠類村コミュニティセンターで開催されました。この日は、3町村の総合計画の比較、3町村の現状と課題、新町将来構想の方向性について説明と意見交換が行われました。

会議の内容は次回の協議会で報告されます。

## 住民アンケートにご協力ありがとうございました

2月上旬に、3町村の住民の皆さんから無作為抽出で、3,000人の方にまちづくりについてのご意見をお聞きする「住民アンケート」をお願いし、多くの皆さまにご協力をいただき、ありがとうございました。皆さまのご意見・アイデア等につきましては「新町将来構想」及び「新町建設計画」に活用させていただきます。

## タウンウォッチングを行いました

法定合併協議会で新しく委員になられた方と、3町村でそれぞれに合併問題を検討しておられる住民会議委員を対象にした、3町村の施設視察「タウンウォッチング」が2月19日に行われました。

今後の協議の参考にするために、それぞれの町村の現状を知っておくことが必要ということで実施されたもので、この日は事務局を含め39名の参加があり、各町村職員や事務局の説明を聞きながらメモをとったり質問するなど、熱心な視察となりました。



ふれあいセンター福寿(忠類村)での視察

## 協議会・小委員会の開催案内

### 第3回十勝中央合併協議会

平成16年3月26日(金)

午後2時開会予定

更別村社会福祉センター

#### 協議案件

- 新町の事務所の位置について
- 慣行の取扱いについて
- 平成16年度事業計画について
- 平成16年度歳入歳出予算
- 上記案件のほかに合併協定項目のうち、2項目を提案予定

### 第3回新町建設計画小委員会

平成16年3月26日(金)

第3回協議会終了後

更別村社会福祉センター

### 第1回新町名称候補選考及び 議会議員の定数任期小委員会

平成16年3月下旬開催予定

### 第1回地域自治組織等小委員会

平成16年4月上旬開催予定

協議会及び各小委員会は、どなたでも傍聴することができます。開催日時、場所等につきましては、お手数でも十勝中央合併協議会ホームページか事務局に電話でご確認ください。

ホームページ <http://north.hokkai.net/tokachichuo-gappei/> 電話 0155-55-3222

協議会及び小委員会の会議録、議案、資料は次の場所で閲覧できます。

| 会議録等を公開する場所                                 | 公開する時間                         |
|---|--------------------------------|
| 幕別町役場・幕別町役場札内支所・更別村役場<br>忠類村役場・十勝中央合併協議会事務所 | 午前8時45分から午後5時15分まで<br>(閉庁日を除く) |